

船員法

1 . 案内情報

手続名	: 解雇制限除外事由の認定
手続根拠	: 船員法第44条の2第2項
手続対象者	: 解雇制限除外事由の認定を行う事業者
提出時期	: 解雇制限除外事由の認定を行うとき
提出方法	: 申請書を所轄地方運輸局へ提出
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし・2部
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0134 - 23 - 4215 東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 022 - 2990 - 8863 新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 025 - 244 - 6116 関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 045 - 211 - 7232 中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 052 - 952 - 8026 近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 06 - 6949 - 6432 神戸海運管理部船員部労働基準・安全衛生課 078 - 321 - 7055 中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 082 - 228 - 8701 四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 087 - 825 - 1195 九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 093 - 332 - 8085 沖縄総合事務局運輸部会運第二課 098 - 866 - 0031 船員法施行令に定める市町村
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 提出先に同じ

3 . 手続情報

審査基準 : 船員法施行規則第44条の2第2項
標準処理機関 : 3日(経由期間がある場合は12日)
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による